

令和4年度

島根県食品衛生監視指導計画

**計画期間：令和4年4月1日～
令和5年3月31日**

島根県健康福祉部薬事衛生課

目 次

	項
【計画の位置付け】	1
第1 監視指導の実施に関する基本的方向	1
1 行政、食品等事業者及び消費者の役割分担	
2 生産段階の食品安全規制との連携確保	
第2 監視指導の実施体制等に関する事項	2
1 監視指導の実施体制等に関する基本的事項	
2 国、他の都道府県等その他関係機関相互の連携確保に関する事項	
3 広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連携確保に関する事項	
4 農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項	
5 試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項	
第3 監視指導の実施に関する事項	5
1 重点的に監視指導を実施する項目	
2 施設への立入検査に関する事項	
3 食品等の収去検査等に関する事項	
第4 食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項	9
1 HACCPに沿った衛生管理の普及・推進	
2 食品衛生管理者及び食品衛生責任者の設置	
3 食品等事業者による適正な食品表示の推進	
第5 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション） の実施に関する事項	10
1 県民への情報提供及び苦情相談の実施	
2 消費者への食品による危害発生防止のための情報提供	
3 関係者相互間の意見交換	
第6 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項	10
1 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員、 食品等検査担当職員等の資質向上	
2 食品衛生責任者等自らが実施する衛生管理を 担う者の養成及び資質向上	
3 ふぐ処理者の資質向上	
別表 1	12

令和4年度食品衛生監視指導計画

【計画の位置付け】

この計画は、食品衛生法第24条第1項の規定に基づき、地域の食品の生産、流通、製造・加工の実情及び食中毒発生状況等を踏まえ、食品衛生監視指導計画として毎年度定めるもので、この計画に従い、令和4年度の食品衛生対策を実施するものである。

【計画の適用範囲】：島根県内（松江市を除く※）

【計画の期間】：令和4年4月1日～

令和5年3月31日までの1年間

※平成30年4月から松江市が中核市に移行したことから、松江市は松江市分の食品衛生監視指導計画を策定する。このため、平成30年度から、島根県の食品衛生監視指導計画では、松江市を除いて策定している。

第1 監視指導の実施に関する基本的方向

1. 行政、食品等事業者及び消費者の役割分担

食品の安全性の確保に関して、国及び都道府県等は監視指導その他の様々な施策を総合的に策定し、実施する責務を有しており、また、食品等の生産、製造、加工、輸入、販売等に携わる食品等事業者には消費者に食品を供給する者として、食品の安全性を確保する第一義的責任を有していることを認識し、安全性確保に関する対策を的確に実施することが求められている。

また、消費者も、家庭内での食中毒の発生を防止する等の観点から、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、適切に食品を選択するほか、食品の安全性確保に関する施策に意見を表明するよう努めるなど、食品の安全性確保に積極的な役割を果たすことが期待されている。

都道府県等の責務	監視指導その他様々な施策の策定・実施、食品衛生に関する正しい知識の普及、情報の提供、検査・研究の推進、人材の養成等
事業者の責務	第一義的責任者として、知識・技術の習得、自主管理の推進・安全性確保に関する知識・技術等の習得、自主検査、管理記録等の記帳・保管
消費者の役割	知識と理解を深め、施策に対する意見の表明

2. 生産段階の食品安全規制との連携確保

食品の安全性を確保するためには、生産から消費に至る一連の食品供給工程の各段階において、必要な措置が適切に講じられていることが重要である。

食品衛生法、と畜場法及び食鳥処理法は農林水産物の採取段階後の食品衛生上の食品安全規制を講ずる法律であることから、これらに基づき実施する監視指導は農林水産物の採取後からが対象となる。

生産から消費に至る一貫した安全対策を講ずるため、農薬・動物用医薬品の使用規制、

家畜伝染病対策など、農林水産物の生産段階の安全規制を実施する農林水産部局と連携しながら実施する。

< 参考 > 食品の安全・安心確保に関する法律

食品安全基本法、食品衛生法、食品表示法、と畜場法、食鳥処理法（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、家畜伝染病予防法、農薬取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、農林物資の規格化等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等

第2 監視指導の実施体制等に関する事項

1. 監視指導の実施体制等に関する基本的事項

監視指導等の食品衛生に関する県全体の計画は健康福祉部薬事衛生課が策定し、食品関係施設の監視指導は県内7保健所に配置されている食品衛生監視員が実施する。保健所は、本計画「第3 監視指導の実施に関する事項」の「2. 施設への立入検査に関する事項（別表1）」に定める監視対象業種IからVの監視指導を実施する。

また、食肉衛生検査所はと畜検査を実施するほか、と畜場等の衛生管理についての監視指導を実施する。

< 監視指導等の実施機関とその主な役割 >

実施機関	役割
健康福祉部薬事衛生課	<ul style="list-style-type: none">・監視指導等の食品衛生に関する県全体の計画策定・県民への食品衛生に関する情報提供・県関係部局、国及び関係自治体との連絡調整・広域的な食中毒事案発生時の関係機関との連携確保・食品等事業者へのHACCPに沿った衛生管理に関する制度の周知及び導入に関する支援・食品表示法に基づく適正な表示の周知、支援
県内7保健所 (松江*、出雲、雲南、 県央、浜田、益田、隠岐) ※松江保健所の所管区域の うち、島根県の所管区域 は安来市	<ul style="list-style-type: none">・食品関係施設（小規模食鳥処理場を含む）の計画的な監視指導・食中毒、違反食品、苦情食品等に関する調査・食品等事業者への講習会の実施、食品衛生に関する情報提供・食品等事業者へのHACCPに沿った衛生管理に関する制度の周知及び導入に関する指導助言・消費者への講習会実施、食品衛生に関する情報提供・食品表示法に基づく適正な表示の監視指導
食肉衛生検査所	<ul style="list-style-type: none">・と畜検査の実施・と畜場の監視指導・HACCPに沿った衛生管理の取り組みについての検証・と畜場に併設される食肉処理場の監視指導

2. 国、他の都道府県等その他関係機関相互の連携確保に関する事項

- 1) 広域的に流通する食品及び輸入食品の監視指導にあたっては、国及び他の都道府県等、特に近隣の県市との連携を図りながら実施する。
- 2) 広域流通食品及び輸入食品における違反情報や食中毒情報については、速やかに必要な情報を該当する都道府県、国等へ提供し、十分に連携しながら対応を図る。
- 3) 隣接する中国地方各県市については、生活衛生主管課長会議、担当者事務打合せ会議等により連絡調整を図るほか、食中毒等発生時にも迅速な情報交換を行うことにより、逐次連携しながら対応を図る。
- 4) 松江市が平成30年度から中核市へ移行し、県と共同で保健所を設置していることから、同市と十分に連携しながら対応を図る。
- 5) 食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、保健環境科学研究所等と連絡及び連携体制を確保しながら対応を図る。

3. 広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連携確保に関する事項

- 1) 平常時から複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案の発生に備え、原因調査、情報共有等の対応が行われるよう、関係機関相互の連絡及び連携体制を整備する。
- 2) 複数の自治体が関係する広域的な食中毒事案発生時には、広域連携協議会により、関係機関等の連携を緊密化し、食中毒の拡大防止を図る。

【広域連携協議会】

平成30年の食品衛生法改正により、複数の自治体が関連する広域的な食中毒事案が発生した場合等に、適切に調査、情報共有等の連携が行われるよう整備し、緊急を要する場合には、事案対応を図ることを目的として設置された協議会。厚生労働省 地方厚生局の管轄区域ごとに、国、管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区から構成される。

4. 農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項

生産から消費に至る各種対策を円滑に推進するため、平成15年1月に関係部局で構成する「食の安全推進会議」を設置し、平成15年12月「食の安全安心確保に係る基本方針」を定め、この「基本方針」に示した施策の方向の各論の項目ごとに、食の安全安心に係る本県の具体的な取り組みを示した「食の安全安心確保に係るアクションプラン（第5期）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定している。さらに、食育に関する施策も含めて総合的に推進していくため、平成18年9月、同会議を「島根県食育・食の安全推進会議」に発展させ、関係部局が食育基本法と食品安全基本法に基づいた施策を全庁一体となって推進している。

また、県産農林水産物の安全確保対策及び消費者との信頼関係構築に取り組むために、平成21年に「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（通称：「美味しまね認証」）を創設。平成31年1月には、上位認証「美味しまねゴールド」を新設し、制度を強化した。今後、制度と認証產品のPRを強化し、より一層の認証拡大に向けて関係各課が連携して取り組んでいく。

< 参考 > 「島根県食育・食の安全推進会議」(平成18年9月13日設置)

【目的】

- ◆食育推進計画の策定に関すること
- ◆食育推進計画に基づく施策の実施及び進行管理、評価に関すること
- ◆食品の安全・安心確保に関すること
- ◆食の安全確保に係る基本方針及び行動計画に関することなど

5. 試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項

食品等の試験検査は、浜田保健所、保健環境科学研究所、食肉衛生検査所及び民間の登録検査機関において実施する。

浜田保健所及び保健環境科学研究所は主に細菌学的な成分規格検査等の検査を実施する。

食肉衛生検査所は県内で処理される牛、豚等のと畜検査を実施して疾病を排除するとともに、BSE検査や食肉中の細菌学的検査を実施する。

食品中の食品添加物及び残留農薬等並びに食肉中の残留動物用医薬品の検査は、登録検査機関に業務委託して実施する。

食品衛生法に基づく収去検査については、それぞれの検査機関において、GLPを導入しており、引き続き精度管理の徹底により検査の信頼性確保に努める。

【登録検査機関】

食品衛生法に基づく厚生労働大臣の登録により、命令検査を行うことができる法人の試験検査機関。

平成15年の食品衛生法改正により、県は収去検査の試験事務を委託することが可能となった。

【BSE検査】

BSEとは、牛海绵状脳症の略語。異常プリオン蛋白が原因とされ、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、異常行動や運動失調などの症状を示す病気。ヒトの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病との関係が指摘されており、人獣共通感染症に含まれる。日本では平成13年に初めて牛での発生が確認された。BSE検査は、平成13年から全頭検査を実施してきたが、平成25年7月1日から検査対象が48ヶ月齢超に変更され、平成29年4月1日から全国のと畜場における健康牛の検査が廃止された。

【GLP（信頼性確保システム）】

試験検査施設ごとに運営管理、試験設備、試験計画、内部監査体制、外部精度管理、信頼性保証体制、試験結果等をチェックし、試験検査成績の信頼性を保証する制度。

< 食品等の検査実施機関とその主な役割 >

検査実施機関	検査内容
浜田保健所	・食品の成分規格等の検査のうち細菌学的な検査 ・食中毒関連（微生物等）、違反食品等の検査
保健環境科学研究所	・食品の成分規格等の検査のうち細菌学的な検査 ・食中毒関連（微生物等）、違反食品等の検査
食肉衛生検査所	・食肉に関する検査 (BSE検査、細菌学的検査等)
登録検査機関	・食品中の食品添加物、残留農薬及び残留動物用医薬品等の検査

第3 監視指導の実施に関する事項

1. 重点的に監視指導を実施する項目

食品関係施設の監視に際しては、食品衛生法等に基づく各種基準（施設基準、製造基準等）の遵守状況の確認、一般衛生管理の実施状況の確認・指導を実施するほか、下記事項について重点的に監視指導を実施する。

1) HACCPに沿った衛生管理の監視指導

食品衛生法の改正により、食品衛生管理の国際標準化に対応するためHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、原則すべての食品等事業者は、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が必要となった。

このことから、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を適切に実施しているか確認を行うとともに、小規模事業者にあっては、厚生労働省が内容を確認した手引書を用いて、HACCPに沿った衛生管理を実施できるよう指導・助言を行う。

また、引き続き、講習会等を通じて、食品等事業者に対しHACCPに沿った衛生管理の普及・推進を図る。

【HACCP】

食品等事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理办法。

【HACCPに沿った衛生管理】

食品衛生法の改正により制度化されたHACCPは、「HACCPに基づく衛生管理」と「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に分けられ、これらを総じて、HACCPに沿った衛生管理という。

「HACCPに基づく衛生管理」とは、コーデックスのHACCPの7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じて計画を作成し衛生管理を行う、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取り組み。

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」とは、各業界団体が作成する衛生管理のための手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う、取り扱う食品の特性等に応じた取り組み。

2) 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の周知

食品衛生法の改正により、営業許可制度の見直しが行われるとともに、新たに営業届出制度が創設された。このことから、対象となる事業者に対し、営業許可の取得や営業の届出、HACCPに沿った衛生管理の実施、食品衛生責任者の設置を行うよう、広く効果的な周知を行う。

なお、新たな営業許可業種となる水産製品製造業、液卵製造業、漬物製造業、食品の小分け業にあっては、施行から3年間の経過措置期間（令和6年5月31日まで）が設けられていることから、経過措置期間中に営業許可を取得するよう継続的に周知を行う。

3) 食中毒発生予防対策の実施状況の確認

近年、魚介類の寄生虫、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒が多く発生している。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食店におけるテイクアウト等の行為が増大している。こうした状況から、弁当調製施設、旅館、飲食店施設、集団給食施設、魚介類販売施設及び食肉取扱施設などの関係施設に対し、下記(1)～(4)の予防対策を実施する。

(1) 寄生虫による食中毒予防対策

サバ、サンマ、イカなどに寄生するアニサキスやヒラメに寄生するクドア・セプテンブンクタータなど、魚介類の生食による寄生虫の食中毒防止対策（「-20℃で24時間以上の凍結」や「75℃で5分以上の加熱」等）について周知・指導する。

※参考 ○「生食用生鮮食品による病原物質不明有症事例への対応について」（平成23年

6月17日付け食安発0617第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）

(2) カンピロバクターによる食中毒予防対策

食肉による二次汚染防止などカンピロバクター食中毒予防対策について監視指導を実施する。

また、鶏肉メニューを提供する飲食店に対しては生や加熱不十分で提供しないよう指導し、食肉販売業者及び食肉処理業者等に対しては鶏肉への加熱が必要である旨を「加熱用」の表示等を行うことにより確実に情報伝達するよう指導する。

※参考 ○「カンピロバクター食中毒対策の推進について」（平成29年3月31日付け生食監発0331第3号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長通知、消食表第193号消費者庁食品表示企画課長通知）

(3) ノロウイルスによる食中毒予防対策

加熱調理食品の加熱温度管理、調理従事者の健康確認の状況、健康異常があった場合の対応、調理従事者等に起因する食品の二次汚染の防止等、ノロウイルス対策を前提とした食中毒の発生防止対策について監視指導を実施する。

※参考 ○「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号

厚生省生活衛生局長通知、最終改正 平成29年6月16日付け生食発0616第1号）

(4) その他の細菌による食中毒予防対策等

食品の取扱い（加熱温度管理等）、保存方法（保存温度管理等）、調理従事者の手洗いや健康管理など、いわゆる「食中毒予防の3原則」（細菌を①付けない②増やさない③やっつける）について、監視指導を実施する。

4) 食品表示法に基づく適正表示の実施状況の確認

食品表示法に基づく適正な表示がなされるよう監視指導を実施する。

特に、アレルゲンの表示は、食物アレルギーによる健康被害を防止するうえで重要であることから、表示義務のある『卵』『乳』『小麦』『そば』『落花生（ピーナッツ）』『えび』『かに』の7品目について、適正表示の確認・指導の徹底を図る。併せて、令和5年4月から施行される遺伝子組換え表示制度の新たな任意表示制度についても新制度に対応でき

るよう周知を行う。

また、例年、期限の誤表示やラベルの貼り間違い等を理由とした回収事案が県内及び全国でも発生していることから、食品等事業者に対し注意喚起及び自主回収報告制度の周知を行う。

併せて、消費・賞味期限の設定方法について食品等事業者が科学的・合理的根拠に基づき設定し、設定根拠に関する資料等を整理・保管するとともに情報提供等が可能な状態に維持するように確認・指導を行う。

5) 「野生鳥獣肉にかかる衛生管理ガイドライン」の普及及び実施状況の確認

令和3年6月16日に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、国及び地方公共団体は鳥獣の食品としての加工・流通・販売における衛生管理の高度化の促進に努めなければならないことが規定された。

県内では多数のイノシシやシカが食肉用として処理されていることから、県のガイドラインを関係者に周知するとともに、県内の野生鳥獣肉処理施設に対して、より安全で安心できる野生鳥獣肉の提供がなされるように、HACCPに沿った衛生管理及びガイドラインに基づく衛生管理がなされているか確認・指導を行う。

6) 食品取扱施設への異物混入対策の確認・助言

近年、食品製造施設や集団給食施設で異物混入が相次いで発生したことから、食品製造施設や集団給食施設での異物の混入対策について確認、助言する。

7) 保健所への報告

食品事業者が消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれがある場合を除く場合は、速やかに保健所に報告することの指導を行う。

また、食品衛生法の改正により、食品等の自主回収報告制度が創設されたことから、食品等事業者に対して周知を行い、該当する場合にあっては遅滞なく保健所に届け出るよう指導を行う。

2. 施設への立入検査に関する事項

1) 重点監視対象施設

業種毎に、食中毒発生頻度等、下記のリスク要因を評価し、監視の重要度をランク付けし、監視の重要度の高い施設を優先的に効率的な監視指導を実施する（別表1のとおり）。

毎年度立入検査のできない施設については、知事が委嘱した食品衛生推進員の指導・助言による衛生確保対策を講ずるほか、巡回指導を実施している（一社）島根県食品衛生協会との連携により衛生管理の向上を図る。

<評価項目：リスク要因と考えられる項目>

- (1) 主たる喫食者
病者、高齢者、乳幼児、児童等
- (2) 規模、流通形態等
大規模施設、広域流通食品、二次加工の可能性のある食品
- (3) 違反等の頻度
過去における食中毒、違反食品の発生等の頻度
- (4) 製造等の工程
原材料（食肉、乳、卵、魚介類）、製造・調理工程での加熱殺菌の有無、未加熱摂取
- (5) 自主管理体制：自主検査、自主点検の未実施

【食品衛生推進員】（令和3年度 455名）

食品衛生法第67条第2項の規定に基づき、食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、都道府県知事の委嘱を受けた者。委嘱された食品衛生推進員は県の施策に協力して、飲食店等の食品関係事業者に対する助言等の活動を行う。

2) 重点監視期間

次の期間中は、当該期間設定の趣旨に沿って計画的に監視する。

- (1) 夏期の食品衛生強化月間（7/1～7/31）
細菌性食中毒の発生しやすい時期に、食品の適正な取扱いについて監視
- (2) 年末の食品衛生強化期間（12/1～12/31）
大量に食品が流通する時期に、製造基準の遵守・適正表示等について監視

3) 年間立入検査計画

令和4年度は、1) 重点監視対象施設に基づき、効率的・効果的な監視に努めることとし、保健所管内ごとに、下表のとおり食品関係営業施設立入を実施する。

また、食中毒及び違反食品等の発生状況により臨機応変に緊急立入を実施する。

<令和4年度立入検査計画>

保健所管内	松江 (安来)	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隱岐	計
営業許可施設	230	370	1,120	480	620	520	250	3,590
営業届出施設	190	360	560	310	360	410	180	2,370
計	420	730	1,680	790	980	930	430	5,960

注) 営業許可施設：飲食店営業、乳処理業、食肉製品製造業等

営業届出施設：集団給食施設、営業許可不要の食品製造・加工・販売施設

3. 食品等の収去検査等に関する事項

1) 県内に流通する食品等の検査

県内で製造・加工される食品、県内に流通する食品の成分規格、使用添加物、農産物や輸入食品の残留農薬検査等について、下表のとおり食品等の検査を実施するほか、違反食品の発生状況等により臨機応変に緊急検査を実施する。

また、成分規格の無い食品にあっては、県産品として製造・加工され、広く流通販売される場合には、化学物質や微生物汚染等のリスクを解析し、消費者へより安全かつ安心な食品の提供を担保するための収去検査を実施する。

さらに、県内に流通する輸入並び国内の農産物等について、違反状況、農産物の生産状況を踏まえ、残留農薬検査を実施する。

なお、生産段階での検査については、農林水産部局で実施しており、検査結果についての情報の共有化を図る。

＜令和4年度食品等検査計画＞

	成分規格等		残留農薬等		食肉検査		計
	理化学	細菌	国内	輸入等	抗生物質等	細菌	
乳類*	5	10	6				21
肉卵類*	11	15	8		80	80	194
魚介類*	26	36	2				64
野菜等			36	21			57
その他加工品	17	28					45
計	59	89	52	21	80	80	381

* : 加工品を含む

第4 食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項

1. HACCPに沿った衛生管理の普及・推進

食品等事業者が自ら行う食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理を適切に行えるよう、監視指導や講習会を通じて、衛生管理計画及び記録の作成、保存、検証について支援を行う。

また、(一社)島根県食品衛生協会の事業として実施されている巡回指導及び食品衛生推進員による飲食店等への助言活動の推進並びに食品等事業者による食品衛生の向上に係る自主的な活動を促進する。

2. 食品衛生管理者及び食品衛生責任者の設置

食品衛生法第48条第1項の規定に基づく食品衛生管理者、又は食品衛生法施行規則別表第17第1号イの規定に基づく食品衛生責任者の設置を確認し、自主管理体制の充実を図るとともに、製造・加工・調理等の衛生管理の徹底を推進する。

3. 食品関連事業者等による適正な食品表示の推進

食品関連事業者等による適正な食品表示を支援するため、県のホームページ上で食品表示法の概要や問合わせ窓口などについての情報提供を行う。食品関連事業者等が自らが適正な表示の徹底を図れるよう、表示方法等の変更点について消費者、食品関連事業者等への周知を行う。

また、食品衛生推進員による食品表示の点検・助言活動について推進する。

第5 関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項

1. 県民への情報提供及び苦情相談の実施

監視指導をはじめとする食品衛生行政についての情報提供を図るため、監視指導結果、食中毒事例とそれに対する行政措置等について広報、県ホームページ等を通じて情報の提供に努める。

また、消費者からの苦情、相談については県内の各保健所において対応しており、必要に応じ農林水産部局等と連携を図りながら積極的に対応する。

2. 消費者への食品による危害発生防止のための情報提供

近年増加傾向にあるアニサキス食中毒など家庭における食中毒や、外食等で生又は加熱不十分な鶏肉の喫食によるカンピロバクター食中毒の発生防止等を目的として、衛生講習会の開催、広報媒体の配信、食中毒注意報・警報等による食中毒予防の呼びかけを実施する。

また、HACCPに沿った衛生管理について、講習会等により周知を図る。

3. 関係者相互間の意見交換

食品関係者（食品等事業者、消費者、行政）間の意見交換会や、食品衛生月間を中心に消費者による食品営業施設における現地研修等を開催し、食品の安全確保に関する情報の共有化を図ると共に相互理解を深める。

＜令和4年度消費者向け衛生講習会等・広報実施目標＞

衛生講習会等参加者	1,100名
広報媒体等配信数	20回

【食品衛生月間】

県民が健康で安心して食生活を送るために、食品関係営業者はもとより、県民に対する食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供の推進を図ることが重要である。このため、特に細菌性食中毒が多発する8月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進している。

第6 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

1. 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員、食品等検査担当職員等の資質向上

監視指導等に従事する食品衛生監視員、と畜検査員、食品等検査担当職員等に対して技術研修や法令等に関する研修を実施するほか、厚生労働省等が実施する研修へ職員を派遣する。特に近年は経験年数の少ない職員が増えていることから、研修の充実と指導者の養成を図る。

＜食品衛生監視員等関係職員研修＞

食品衛生監視員・食品表示担当者研修、と畜検査員研修、食品検査技術研修

食品衛生危機管理研修、HACCP研修、食肉・食鳥肉衛生技術研修会、疫学研修

2. 食品衛生責任者等自らが実施する衛生管理を担う者の養成及び資質向上

食品等事業者に対し、食品等の安全性確保に係る知識、技術の習得に関する衛生講習会を実施するとともに、食品表示法に基づく適正表示に係る知識の習得に関する適正表示研修会を実施する。

また、食品衛生責任者に知事が認める講習会等を定期的に受講させ、HACCPに沿った衛生管理など、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めさせる。

3. ふぐ処理者の資質向上

食品衛生法の改正に併せて、厚生労働省令にふぐ処理者に関する規定が整備され、ふぐ処理者の認定要件が示されたことから、令和3年6月にふぐ処理者の免許制度を創設した。新たにふぐの処理を行う者には、ふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を確認するための試験を行う。

また、既存のふぐ処理者には経過措置期間（令和6年5月31日まで）終了までに認定要件を満たすための講習会を受講するよう指導する。

＜事業者を対象とする講習会＞

HACCPに沿った衛生管理導入支援講習会、既存ふぐ処理者認定講習会、生食用食肉取扱認定者講習会、食品衛生管理講習会（営業者、従事者等）、食品適正表示研修会、野生鳥獣肉処理責任者講習会

＜知事が認める講習会等＞

食品衛生責任者養成講習会、食品衛生責任者実務講習会、食品衛生推進員講習会

(別表1)

ランク	年間監視回数	対象業種
監視対象業種 I	1～3回以上	大量調理施設※、乳処理業、乳製品製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業(魚肉ねり製品の製造)、そうざい製造業、添加物製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業
監視対象業種 II	0.5～2回以上	集団給食施設(ランクIを除く)、飲食店営業(魚介類、食肉等の生食を提供)、菓子製造業、食肉販売業(処理を伴う)、魚介類販売業(加工を伴う)、食肉処理業、清涼飲料水製造業、液卵製造業、冷凍食品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、認定小規模食鳥処理場
監視対象業種 III	0.5～1回以上	アイスクリーム類製造業、水産製品製造業(ランクIを除く)、食用油脂製造業、氷雪製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、納豆製造業、豆腐製造業、麺類製造業
監視対象業種 IV	0.2～1回以上	飲食店営業(ランクI、IIを除く)、魚介類競り売り営業、食品の小分け業
監視対象業種 V	0.2～0.5回以上	飲食店営業(簡易な営業、露店)、集乳業、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、自動車による営業、営業届出業種(集団給食施設を除く)
その他	適宜	と畜場及び畜場に併設された食肉処理場の監視指導は、食肉衛生検査所が検査に併せ適宜監視指導する。

(対象業種は令和3年6月以降の食品衛生法に基づき記載)

※大量調理施設衛生管理マニュアルが適用される飲食店営業、又は集団給食施設(同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設)のほか、弁当屋、仕出し屋、旅館等の食中毒等発生時に大規模となる可能性が高い業種を対象とする。

<評価項目：リスク要因と考えられる項目>

- (1) 主たる喫食者：病者、高齢者、乳幼児、児童等
- (2) 規模、流通形態等：大規模施設、広域流通食品、二次加工の可能性のある食品
- (3) 違反等の頻度：過去における食中毒、違反食品の発生等の頻度
- (4) 製造等の工程：原材料(食肉、乳、卵、魚介類)、製造・調理工程での加熱殺菌の有無、未加熱摂取
- (5) 自主管理体制：自主検査、自主点検の未実施